

令和 3 年 5 月 21 日

稲毛区町内自治会連絡協議会 会員各位
(稲毛区各町内自治会長 様)

稲毛区町内自治会連絡協議会
会長

稲毛区町内自治会連絡協議会「令和3年度通常総会」書面決議の結果について

日頃から、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、本年度の通常総会は書面での決議とし、議決権行使書をご提出いただきました。その結果
について下記のとおりご報告いたします。

記

令和3年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会通常総会決議 結果

議長団及び議事録署名人の選出について

理事会の選出案が多数により承認されました。

議長A (承認する：145、承認しない：0)

議長B (承認する：144、承認しない：0、未記載：1)

議事録署名人 (承認する：145、承認しない：0)

議案

	議案名	賛成	反対	無効
第1号	令和2年度事業報告について	144	0	1
第2号	令和2年度収入支出決算報告について(令和2年度監査報告について)	143	0	2
第3号	令和3年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	144	0	1
第4号	令和3年度事業計画(案)について	144	0	1
第5号	令和3年度収入支出予算(案)について	144	0	1
第6号	監事選任について	143	0	2

結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

特記事項

いただいたご意見等は裏面をご覧ください。

上記については、事実と相違ないことを確認します。

令和 3 年 5 月 20 日

議事録署名人

議事録署名人

いただいたご意見等

○書面開催・書面決議は適切な対応と考える。

⇒ 趣旨をご理解いただきありがとうございました。

○議案第4号について、新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまでは、不特定多数が集まる防災訓練や稲毛区民まつり、地区運動会の実施は控えるべきと考える。

⇒ 稲毛区民まつりについては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、稲毛区民まつり実行委員会が開催の可否を判断いたします。なお、防災訓練や地区運動会については、その時の社会情勢を勘案し、各主催団体が判断することとなります。

○総会資料の5ページ（令和2年度収入支出決算補足資料）の①、③の金額が、4ページ（令和2年度収入支出決算書）の交付金の欄に明記されているべきと考える。また、交付金が戻入されたということであれば、①の金額に振込手数料が含まれると考える。

⇒ 収入支出決算書には、確定額として、各地区連協から返還された後の実績額に振込手数料を足した金額（699,949円）を記しております。①、③については、交付金の戻入についてご説明するため、補足資料に金額を掲載させていただいた次第です。

また、①は区連協への戻入額を計算するにあたり、当初交付額として各地区連協に交付した金額のみを記載しており、振込手数料については収入支出決算書にのみ明記することとさせていただきます。

表記の方法につきましては、よりわかりやすい内容になるよう次年度以降検討させていただきます。

稲毛区町内自治会連絡協議会 会長 [] より、会長就任のあいさつ

皆様にご承認をいただき、令和3年度稲毛区町内自治会連絡協議会会長に就任いたしました、[] でございます。皆様には、日頃より自治会活動へのご参加・ご協力を賜り、そして安全安心な地域づくりにご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度稲毛区町内自治会連絡協議会の通常総会につきましては、昨年度に引き続き中止とさせていただきますこと、誠に遺憾に思います。本来であれば集会形式で総会を行い、質疑応答も含めて十分に審議していただかなければならないところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止と皆様の健康・安全を第一に考え書面開催といたしましたこと、ご理解いただきたく存じます。また、議決権行使書の提出に関しましては、ご多用の折、ご協力をいただき誠にありがとうございました。

感染症の終息まで未だ見通しが立たず、自治会にとっても制約の多い中で活動をせざるを得ない状況ではありますが、区役所と連携を図りながら課題に取り組み、住みよいまちづくりを進めて参りますので、皆様におかれましても、今後とも自治会活動、地域活動へご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先 稲毛区町内自治会連絡協議会事務局
(稲毛区役所地域振興課内)

電話：284-6105

担当：宮川・太田

令和 3 年 度

千葉市稲毛区町内自治会
連絡協議会通常総会資料

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 次 第

1 令和3年度表彰について

2 議長団及び議事録署名人の選出について

3 議 案 審 議

議案第1号	令和2年度事業報告について	P 1～2
議案第2号	令和2年度収入支出決算報告について	P 3～5
	(令和2年度監査報告について)	P 6～7
議案第3号	令和3年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	P 8
議案第4号	令和3年度事業計画(案)について	P 9～10
議案第5号	令和3年度収入支出予算(案)について	P 11～12
議案第6号	監事選任について	P 13

【令和3年度表彰について】

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会では、稲毛区内において長年にわたり町内自治会の発展のため、ご尽力いただいた方を毎年表彰しておりますが、今年度表彰される方を次のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。なお、表彰される方には、別途表彰状に記念品を添えて贈呈いたします。

1 区連協表彰内規第1条第1号による方 3人

6地区 [REDACTED] 様

6地区 [REDACTED] 様

6地区 [REDACTED] 様

2 区連協表彰内規第1条第3号による方 2人

6地区 [REDACTED] 様

3.7地区 [REDACTED] 様

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規 【一部抜粋】

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。






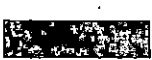


(1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。

(2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。

(3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

【議長団及び議事録署名人の選出について】

理事会において、本総会の議長団及び議事録署名人を次のとおり決定いたしましたので、ご承認いただけるか伺います。

	地区	自治会	氏名	総会（書面開催） における役割
議長 A	第41地区		 会長	議案第1、2号（※1）が可否同数のときは、議決権を行使する。
議長 B	第49地区		 会長	議案第3～6号（※1）が可否同数のときは、議決権を行使する。
議事録署名人 （2名）	第15地区		 会長	決議に当たって、取りまとめ結果を確認し署名（※2）する。
	第37地区		 会長	同上

※1 議案について、提出された「議決権行使書」に記載されている議決内容の過半数で決めますが、可否同数のときは、議案第1、2号は議長A、議案第3～6号は議長Bの決するところによります。

※2 提出された「議決権行使書」の取りまとめ結果が、事実と相違ないことを確認し署名します。

令和2年度事業報告書

令和2年4月14日 監事による監査を実施	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送により令和元年度収入支出決算に係る監査を実施した。
令和2年4月14日 第1回三役会	<p>稲毛区役所会議室において、縮小体制にて三役会を開催し、理事会に提出する下記の事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区連協役員の改選について 2 令和元年度事業報告について 3 令和元年度収入支出決算報告及び監査報告について 4 令和2年度事業計画(案)について 5 令和2年度収入支出予算(案)について 6 通常総会の実施方法について 7 区連協表彰について 8 その他(市連協専門部会員について)
令和2年4月 第1回理事会 (書面開催)	上記第1回三役会にて決定した事項の審議について、書面開催・書面決議により実施した。
令和2年5月 通常総会 (書面開催)	<p>通常総会を書面開催にて実施し、下記の事項について報告及び書面決議した。</p> <p>(会務報告)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度要望事項の報告について <p>(議案審議)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 令和元年度事業報告について 3 令和元年度収入支出決算報告について 4 令和元年度監査報告について 5 令和2年度役員の承認について 6 令和2年度事業計画(案)について 7 令和2年度収入支出予算(案)について 8 監事の選任について
令和2年6月16日 第2回三役会理事会	<p>稲毛保健福祉センター会議室において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区連協交付金交付要綱の一部改正及び令和2年度交付手続きについて 2 令和2年度要望事項の検討について
令和2年10月 稲毛区民まつり	協力・参加予定であった第28回稲毛区民まつりが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

<p>令和2年10月21日 第3回三役会理事会</p>	<p>稲毛区役所会議室において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。 1 令和2年度区連協視察研修会について</p>
<p>令和3年1月 第4回三役会理事会 (書面開催)</p>	<p>三役会理事会を書面開催にて実施し、下記の事項について書面決議した。 1 令和3年度区連協表彰推せん依頼について 2 その他(今後のスケジュール等)</p>
<p>令和3年2月 視察研修会</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
<p>令和3年3月24日 第5回三役会理事会</p>	<p>稲毛保健福祉センター会議室において三役会理事会を開催し、下記の事項を協議した。 1 地区連協交付金交付要綱の一部改正について 2 令和2年度地区連協交付金の実績報告について 3 令和2年度決算見込みについて 4 令和3年度通常総会の開催について 5 令和3年度区連協要望事項の提出について 6 その他(令和3年度地区連負担金・交付金(見込み)について)</p>

令和2年度収入支出決算書

収入

(単位:円)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	差引額	摘要
項	目					
補助金		1,497,000	1,497,000	1,158,276	▲ 338,724	区連協補助金の返還額: 338,724円 (地区連協交付金の戻入額: 100,851円を含む)
		区補助金	1,497,000	1,497,000	1,158,276	
負担金		94,800	94,800	94,800	0	地区連協負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
		負担金	94,800	94,800	94,800	
繰越金		331,186	331,186	331,186	0	
		前年度繰越金	331,186	331,186	331,186	
雑収入		7	7	6	▲ 1	預金利子
		雑収入	7	7	6	
計		1,922,993	1,922,993	1,584,268	▲ 338,725	

支 出

(単位:円)

科 目		当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出済額	差引額	摘要
項	目							
事務費		390,000	0	0	390,000	356,726	33,274	
	事務費	390,000	0	0	390,000	356,726	33,274	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		160,000	0	0	160,000	65,601	94,399	
	総会費	130,000	0	0	130,000	65,601	64,399	総会に係る表彰用品・書面開催郵送代等
	役員会議費	30,000	0	0	30,000	0	30,000	
旅費・報償費		347,000	0	0	347,000	36,000	311,000	
	活動研修費	220,000	0	0	220,000	0	220,000	
	費用弁償	127,000	0	0	127,000	36,000	91,000	会議出席者交通費
交付金		801,000	0	0	801,000	699,949	101,051	
	交付金	801,000	0	0	801,000	699,949	101,051	9地区連協への交付金 (振込手数料:7,260円を含む)
交際費		20,000	0	0	20,000	0	20,000	
	交際費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	
予備費		204,993	▲1	0	204,992	0	204,992	
	予備費	204,993	▲1	0	204,992	0	204,992	
計		1,922,993	▲1	0	1,922,992	1,158,276	764,716	

(収入済額)

1,584,268円

(支出済額)

1,158,276円

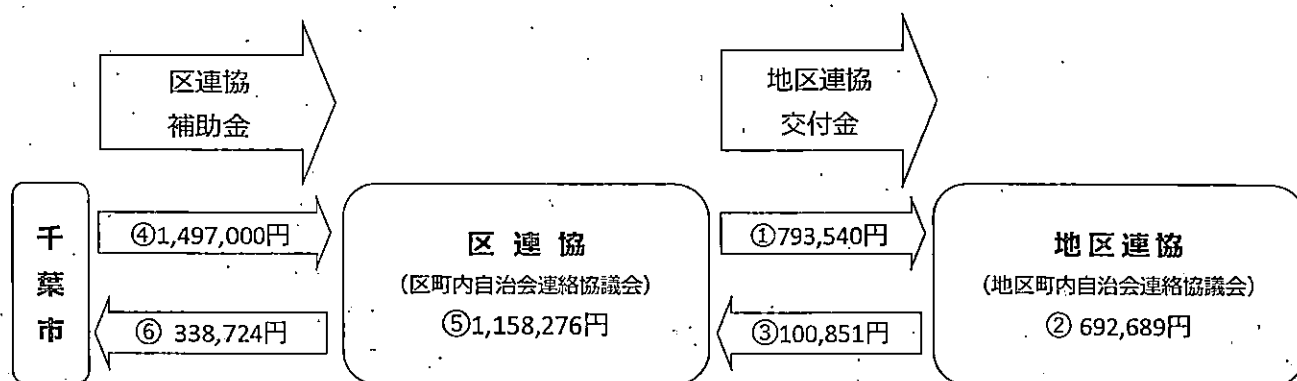
(繰越予定額)

425,992円 (次年度へ繰越)

-

=

令和2年度収入支出決算について（補足）
 （3ページ「令和2年度収入支出決算書」補助金の摘要欄の補足）



1 地区連協交付金の戻入について

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会（以下「区連協」という。）から稲毛区内に所在する地区町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）へ交付した交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響による会議やイベントの中止等により、未執行額が発生した地区連協から当該金額が返還されました。

- ① 当初交付額：793,540円（9地区合計）
- ② 実績額：692,689円（ 〃 ）
- ③ 差 額：100,851円 ⇒ 区連協へ戻入

2 区連協補助金の一部返還について

区連協の経費は、千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会会則第16条に定めるとおり、市からの区町内自治会連絡協議会運営補助金（以下「区連協補助金」という。）、稲毛区内に所在する地区町内自治会連絡協議会からの負担金、前年度繰越金及び雑収入をもって充てています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた視察研修会や会議の中止等により、区連協補助金に未執行額が生じたため、区連協補助金から支出している上記1の地区連協交付金の戻入額とともに市へ返還し、その他の経費を次年度へ繰り越すこととします。

【返還の考え方】

- ④ 区連協補助金収入：1,497,000円（当初）
- ⑤ 補助対象経費の支出額（1,259,127円）
 - －地区連協交付金の戻入額（100,851円）＝1,158,276円
- ⑥ ④－⑤＝338,724円 ⇒ 市へ返還

令和2年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 収入支出監査報告書

監査対象

令和2年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

監査期日

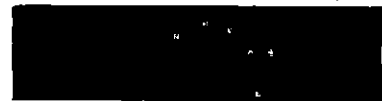
令和3年4月15日

監査所見

令和2年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和3年4月15日

監事



令和2年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 収入支出監査報告書

監査対象

令和2年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

監査期日

令和3年4月16日

監査所見

令和2年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和3年4月16日

監事



令和3年度役員（会長・副会長及び会計）の承認について

会 長

[Redacted]

副会長

[Redacted]

副会長

[Redacted]

会 計

[Redacted]

会 計

[Redacted]

令和3年度事業計画（案）について

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること。

区民参加の市政を推進するため、地域と行政を結ぶパイプ役として地域の発展に寄与貢献する。

2 住民福祉の向上と青少年の健全育成に資する良好な環境等の保全と住民相互の連帯意識の高揚を図り、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する。

(1) ごみの積極的な減量、リサイクルの実践及びごみ捨てモラルの向上を図る。

(2) 駐車モラルの向上など、良好な交通環境の確保を図る。

(3) 地域における自主防災組織の結成を図る。

(4) 防災訓練の実施などを通じ、防災意識の高揚を図る。

(5) 防犯活動（防犯パトロール等）の推進を図る。

(6) 稲毛区民まつりへ協力・参加をする。

(7) 青少年の健全育成に協力する。

3 要望事項を提出し、その達成を図る。

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関する諸事業についての要望事項を行政と共に検討し、その達成を図る。

4 その他必要な事項に関すること。

その他区連協活動の向上を図るための諸事業を実施する。

(次ページへ続く)

主な会議等の予定

R3 年度日程	内容
R3.4.13(火) 14:00~	第1回三役会・理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入支出決算案について ・役員改選について ・通常総会の実施方法等について
4.20(火) 14:00~	第2回三役会・理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告、決算・監査報告 ・令和3年度事業計画、予算計画 ・通常総会に係る打合せ ・被表彰者の確認
5月	通常総会 新型コロナウイルス感染症の影響により中止、書面開催とする。
※以下、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止・変更の可能性あり	
6.15(火) 15:00~	第3回三役会・理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・地区連交付金の交付手続きについて ・区連協要望事項検討
7.20(火) 14:00~	第4回三役会理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・地区連負担金の徴収 ・視察研修会アンケート配付
10.17(日)	第29回稲毛区民まつり
11.15(月) 14:00~	第5回三役会・理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・視察研修会視察候補地決定
R4.1.13(木) 16:00~ 18:00~	第6回三役会・理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・区連協表彰推薦依頼 ・視察研修会詳細説明 ・区連協要望事項の結果報告 区連協新年会
2.9(水)	視察研修会
3.9(水) 15:00~	第7回三役会・理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度決算見込みについて ・令和3年度地区連交付金の実績報告依頼 ・令和4年度通常総会の開催について ・令和4年度要望事項の依頼

令和3年度収入支出予算書(案)

収入

(単位:円)

科目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘要
項	目				
補助金		1,527,000	1,497,000	30,000	区町内自治会連絡協議会運営補助金
	区補助金	1,527,000	1,497,000	30,000	
負担金		93,900	94,800	▲ 900	地区連負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	93,900	94,800	▲ 900	
繰越金		425,992	331,186	94,806	
	前年度繰越金	425,992	331,186	94,806	
雑収入		7	7	0	預金利子
	雑収入	7	7	0	
計		2,046,899	1,922,993	123,906	

支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
項 目	目				
事務費		390,000	390,000	0	
	事務費	390,000	390,000	0	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	160,000	23,000	
	総会費	153,000	130,000	23,000	消耗品代・総会案内郵送代・区連協表彰経費等
	役員会議費	30,000	30,000	0	お茶等
旅費・報償費		376,000	347,000	29,000	
	活動研修費	250,000	220,000	30,000	視察研修会
	費用弁償	126,000	127,000	▲ 1,000	役員の交通費等
交付金		791,920	801,000	▲ 9,080	
	交付金	791,920	801,000	▲ 9,080	9地区連協への交付金(振込手数料含む)
交際費		20,000	20,000	0	
	交際費	20,000	20,000	0	弔慰金・見舞金
予備費		285,979	204,993	80,986	
	予備費	285,979	204,993	80,986	
計		2,046,899	1,922,993	123,906	

監事選任について

監 事

[Redacted]

監 事

[Redacted]

参 考 資 料

- 1 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表 P15～18
- 2 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会会則 P19～23

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表(187自治会)

通番	地区	枝番	町内自治会等名
1	06	001	園生町内会
2	06	002	園生三和会
3	06	003	園生台自治会
4	06	004	園生町みどり会
5	06	005	園生町双葉自治会
6	06	006	グリーンプラザ園生自治会
7	06	007	園生新和会
8	06	008	稲毛パークハウス自治会
9	06	009	小中台町内会
10	06	010	小中台親和会
11	06	011	小仲台第五自治会
12	06	012	第二徳川園町内会
13	06	013	ビレッジハウス小中台自治会
14	06	014	小中台中央会
15	06	017	小仲台自治会
16	06	019	小仲台新向会自治会
17	06	023	イトーピア稲毛マンション自治会
18	06	024	宮野木町内会
19	06	025	宮野木第一自治会
20	06	026	小仲台中自治会
21	06	027	コープ園生自治会
22	06	028	園生ガーデニアハイツ自治会
23	06	029	園生町園和会
24	06	030	野村宮野木住宅地自治会
25	06	031	稲毛ビューハイツ自治会
26	06	032	ソフィア稲毛自治会
27	06	033	ワコーレ稲毛ガーデン自治会
28	06	034	第5稲毛ハイツ自治会
29	06	035	光建ホーム稲毛自治会
30	06	037	第2稲毛ハイツ管理組合自治会
31	06	038	第3稲毛ハイツ管理組合自治会
32	06	039	テラスハウス稲毛管理組合自治会
33	06	040	コスモ稲毛グランエール自治会
34	06	041	宮野木あさま台自治会
35	06	042	ライオンズガーデン園生町自治会
36	06	044	フラワーヒルズ自治会
37	06	045	プライムステーツ稲毛小中台自治会
38	06	046	ダイアパレス稲毛緑園自治会
39	06	047	アクアフォレストルネ稲毛自治会
40	06	048	さくら自治会
41	06	049	小仲台住宅2号棟自治会
42	06	050	ウィズ稲毛ヒルトップテラス自治会
43	06	052	Brillia稲毛自治会
44	06	053	稲毛小仲台緑の会
45	06	054	宮野木町第1団地4棟・5棟管理組合
46	06	055	稲毛ヒルトップ・フォート自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
47	06	056	園生の丘自治会
48	15	001	轟町第一親睦会
49	15	002	轟町第一団地自治会
50	15	003	轟町一丁目自治会
51	15	004	第3轟住宅親和会
52	15	005	轟町新生自治会
53	15	006	轟町五一四自治会
54	15	007	轟町四丁目町内会
55	15	008	轟町3丁目自治会
56	15	009	轟町親交会
57	15	012	轟町さくら会
58	15	013	弥生県営住宅弥生会
59	15	014	弥生町自治会
60	15	017	穴川町会
61	15	018	弥生会
62	15	020	黒砂台高灯会
63	15	021	ハッコー稲毛マンション自治会
64	15	022	県営住宅轟団地自治会
65	15	023	シャルム稲毛自治会
66	15	024	轟住宅自治会
67	15	025	シャルム西千葉自治会
68	15	026	西千葉パーク・ホームズ自治会
69	15	027	轟町第一団地2棟自治会
70	15	028	ユービセーヌ西千葉自治会
71	15	029	シーアイマンション西千葉自治会
72	15	030	轟町五丁目自治会
73	15	031	ウイズ西千葉自治会
74	15	032	ハイホーム稲毛チェリーヒルズ自治会
75	19	001	稲毛一丁目第一自治会
76	19	002	稲毛1丁目第2自治会
77	19	005	稲毛三丁目町内会
78	19	006	稲毛三丁目自治会
79	19	007	稲毛三丁目いずみ自治会
80	19	008	稲毛東町内会
81	19	009	稲毛南部自治会
82	19	010	稲毛アルコール自治会
83	19	011	稲毛東5丁目自治会
84	19	012	稲毛東6丁目自治会
85	19	013	稲毛東6丁目まつき自治会
86	19	014	稲毛町5丁目自治会
87	19	016	稲毛台自治会
88	19	017	稲丘町自治会
89	19	018	ハイマート稲毛自治会
90	19	019	稲毛台サンハイツ自治会
91	19	020	サンコーポ稲毛自治会
92	19	021	稲毛海岸自治会
93	19	022	コスモ稲毛ロイヤルステージ自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
94	19	024	稲毛2丁目自治会
95	19	025	レジデンシャルコート稲毛自治会
96	19	026	ウェリス稲毛自治会
97	20	002	天台ともしび自治会
98	20	003	天台親和会
99	20	004	天台新栄会
100	20	005	千草台団地自治会
101	20	006	萩台・天台あざみ自治会
102	20	007	萩台わかば自治会
103	20	008	萩台町自治会
104	20	009	西千葉サンハイツ自治会
105	25	001	園生町草野町内会
106	25	002	園生県営住宅自治会
107	25	003	園生長者山町会
108	25	004	園生町日堀町内会
109	25	005	園生町美園会
110	25	006	新草会
111	25	008	朝日自治会
112	25	009	草野団地町内会
113	25	010	京成園生団地自治会
114	25	011	長沼中央自治会
115	25	012	あやめ台自治会
116	25	014	コープ野村園生自治会
117	25	015	池の辺自治会
118	25	016	ダイアパレス稲毛自治会
119	25	017	ヴィルフォーレ稲毛団地管理組合法人
120	25	019	園生町サニークレスト稲毛自治会
121	25	021	ルネ・園生自治会
122	25	022	園生町新日自治会
123	25	023	ルネサンスアリーナ稲毛自治会
124	25	024	ザ・クイーンズガーデン稲毛自治会
125	25	025	ウイズ稲毛管理組合
126	37	001	小深町自治会
127	37	002	六方町自治会
128	37	003	小深町菱和団地自治会
129	37	004	あけぼの台自治会
130	37	005	長沼原台自治会
131	37	006	長沼原町自治会
132	37	007	山王町東自治会
133	37	008	山王町中央自治会
134	37	009	山王町西町内会
135	37	010	山王町南自治会
136	37	011	ゆかりの杜自治会
137	39	001	作草部町第二町内会
138	39	002	作草部親交会
139	39	003	作草部県住自治会
140	39	004	作草部町都賀自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
141	39	005	新生会自治会
142	39	006	作草部親和会
143	39	008	作草部第一町内会
144	39	009	作草部第三町内会
145	39	010	ハイマート西千葉自治会
146	39	011	西千葉グリーンハイツ自治会
147	39	017	東寺山町若緑会
148	39	018	ハイマート千葉自治会
149	39	019	NICガーデンハイム西千葉自治会
150	39	021	レーベンハイム西千葉自治会
151	39	022	天台町内会
152	39	023	POPTOWN町内自治会
153	41	001	京成宮野木団地自治会
154	41	002	京成宮野木第二自治会
155	41	003	第一徳川園自治会
156	41	004	宮野木しずか台自治会
157	41	005	宮園自治会
158	41	006	京友会自治会
159	41	007	長沼町京成団地自治会
160	41	008	東建タウンハウス親和会
161	41	009	東建稲毛住宅自治会
162	41	010	稲毛ファミリーハイツ自治会
163	41	011	長沼協和自治会
164	41	012	あやめ台団地住宅管理組合
165	41	013	東宮野木自治会
166	41	014	長沼町京成第三団地自治会
167	41	016	あやめ台住宅地自治会
168	41	017	緑が丘自治会
169	41	018	つくしの台自治会
170	41	019	ライフタウン稲毛自治会
171	41	020	エグゼ稲毛自治会
172	41	021	長沼町内会
173	41	023	長沼町寿会
174	41	024	長沼町モアステージ稲毛自治会
175	41	025	若葉の丘自治会
176	41	026	宮の杜自治会
177	41	027	コスモアベニュー稲毛自治会
178	41	028	オーベル稲毛長沼管理組合
179	41	029	稲毛ローズタウン自治会
180	41	030	北宮野木自治会
181	49	005	緑町一丁目自治会
182	49	006	緑町西部自治会
183	49	007	黒砂第一自治会
184	49	008	黒砂第二自治会
185	49	009	黒砂北部自治会
186	49	010	黒砂台一丁目自治会
187	49	012	黒砂1丁目自治会

千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、稲毛区役所地域振興課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、稲毛区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組 織

(組 織)

第4条 本会は稲毛区内の町内自治会長を会員とし、別表に掲げる地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉県町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
副 会 長	2名	監 事	2名
会 計	2名		

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。

3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。但し、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、稲毛区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。

4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、会長の指示をうけて本会の会計及び経理を司る。

4 理事は、理事会を組織し会長の指示をうけて会務を司る。

5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会、及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理 事 会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三 役 会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたとき会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
- (2) 会務の執行上必要なこと。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 5 章 補 則

(会則の改正)

第 18 条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(委 任)

第 19 条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会にはかって定める。

附 則

この会則は、平成 4 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 17 年 5 月 14 日より施行する。

?

別表（第4条関係）

地区町内自治会連絡協議会名		
1	第 6 地区（小中台中学校区）	町内自治会連絡協議会
2	第 1 5 地区（轟町中学校区）	町内自治会連絡協議会
3	第 1 9 地区（稻毛中学校区）	町内自治会連絡協議会
4	第 2 0 地区（千草台中学校区）	町内自治会連絡協議会
5	第 2 5 地区（草野中学校区）	町内自治会連絡協議会
6	第 3 7 地区（山王中学校区）	町内自治会連絡協議会
7	第 3 9 地区（都賀中学校区）	町内自治会連絡協議会
8	第 4 1 地区（緑が丘中学校区）	町内自治会連絡協議会
9	第 4 9 地区（緑町中学校区 緑・黒砂）	町内自治会連絡協議会